



2024年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー
代表者名 代表取締役社長 青木 俊道
(コード: 9977、スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役管理本部長 黒澤 淳史
(TEL. 052-414-3600(代表))

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2024年4月11日に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年2月29日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 基準日 | 2024年2月29日（木） |
| (2) 公告日 | 2024年2月14日（水） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
https://www.aokisuper.co.jp/ir/koukoku.html |

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2024年1月5日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社青木商店（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式、公開買付者の所有する当社株式、並びに、公開買付者との間で、それぞれが所有する当社株式及び新株予約権の全てを本公開買付けに応募しない旨を合意している16名の株主（以下、総称して、「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式及び本新株予約権を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注) 「本新株予約権」とは、2021年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2023年5月1日から2027年4月30日まで）をいいます。

以 上